

第39回懇話会における議事

〔議事1〕令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）について

次の資料をご確認ください。

資料1：令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

資料2：令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条において、年度ごとに策定することが規定されております。

食品衛生監視指導計画にあたり、原案を作成し、この懇話会で示し、意見を調整した上で県民へ意見募集（パブリックコメント）を行い策定したいと考えております。

概要版として資料1をつけております。

実施体制は消費・生活安全課、県内3カ所の保健所と1カ所の出張所、2カ所の食品衛生検査施設が主体となり、必要となれば、国、県庁内他部署、他自治体等と連携をとっていきます。

昨年度計画からの主な変更点は

(1) 記載方法の修正、重複箇所の削除

簡潔で分かりやすい文章に修正し、また重複している内容等を削除しました。

(2) 大規模食鳥処理場に関する内容の追記

県内に大規模食鳥処理場が設置されたため、監視指導等の実施体制の対象施設や監視指導に関する基本的事項等、関連する箇所に追記しました。

(3) 年間標準指導回数の業種等区分の修正

令和3年6月に営業許可業種が再編されたため、全て再編後の業種を記載しました。

(4) 用語集の再編

一般的に関心の高い用語についてはより分かりやすく追記・修正を行い、また、現在使用されていない、もしくは解説不要と思われる用語は削除しました。

また、本県では平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、平成24年度より農産物の放射性物質検査を年間50件程度実施してまいりました。しかし、事故発生から10年以上が経過し、これまでの検査において県内流通品で国が定めた食品中の放射性物質の基準値を上回った食品はなかったこと、さらに国の放射性物質検査のガイドラインに基づいたモニタリング検査や出荷制限等の管理体制が確立し、市場に流通する食品の安全性が確保されていることから、令和5年度については別添計画書のとおり実施するところですが、令和6年度以降の放射線物質検査について廃止も含め検討を進めたいと考えております。

資料3として奈良市の監視指導計画案も添付させていただいておりますが、中核市である奈良市は独自に計画を策定していますので、ここでは、参考としてご参照ください。

当計画（案）については、本年2月上旬から1ヶ月間（30日間）意見募集を行ったうえで、最終的に令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画として策定したいと考えております。

[議事2] (1) 液体ミルクに関して

液体ミルクについては、以前（第31回奈良県食品安全・安心懇話会：平成31年3月12日）にも提案しているが、緊急時には非常にありがたいものである。その後、賞味期限が18ヶ月のものも市場に登場して来ているようである。また、自治体によっては、備蓄した液体ミルクをある程度の期限が来た際に無償配布し、新たなものを備蓄に回しているものと思われる。

本件（液体ミルクの備蓄等）に関して、奈良県のご見解等をお聞かせいただきたい。
【坂上委員】

(防災統括室)

災害時は「自助・共助」を基本としますが、避難所での生活においては必要な物資が不足することも想定されることから、市町村が備蓄している物資を住民の方々へ配布します。一部の市町村においては、液体ミルクを備蓄しています。

県では市町村の要請に備えて、物資を備蓄もしくは企業との救援物資供給協定を締結しています。液体ミルクについては、他の食料品と比べて賞味期限が短いことから企業との協定に基づき、物資の提供を受け調達することとしています。

なお、県が備蓄している食料や飲料水で賞味期限が近づいたものは、備蓄に関する啓発物品として活用し、防災イベントや学校での防災教育等で配布しています。

[議事2] (2) 鳥インフルエンザウイルスについて

今年も全国で鳥インフルエンザウイルスが拡大していることが報道されている。2022年12月15日現在で、北海道、青森県、宮城県、山形県、新潟県、福島県、茨城県、千葉県、愛知県、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県で発生している。非常に危惧されることである。

本件に関して、奈良県のご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(消費・生活安全課)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合は、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び移動制限区域の設定等必要な防疫措置を行います。これにより、鳥インフルエンザが発生した場合でも感染が確認された鶏肉及び卵が市場に出回ることはありません。

また、これまで、鶏肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザがヒトに感染することは世界的にも報告例はなく、内閣府食品安全委員会においては、我が国の現状から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はないとされています。

なお、ヒトにおけるほとんどの感染者は、感染した家きんやその排泄物、死体、臓器などに濃厚な接触がありますが、日本では発症した人は確認されていません。

鳥インフルエンザの発生状況を注視するとともに、必要に応じた情報発信に心がけてまいります。

[議事2] (3) 食品ロスと賞味期限について

我が国の食糧自給率は、低下する一方で、食品のロスや賞味期限が過ぎて、依然として食品が捨てられている現状に接して心がいたみます。

ひとつの原因として、賞味期限があることにより起きているとも考えられます。

新聞紙上で、それらをなくすために賞味期限の記載をなくしたという、外国の報道がされていました。我が国でも、そうなれば少しは、消費者の考え方も変化してくるのではないかと考えますが、これは奈良県だけでなく、日本全体として考えてもらえたら少しは、食品ロスも少なくなるのではないかと思います。

是非、国への働きかけをお願いしたいと思っています。

【福原委員】

(豊かな食と農の振興課)

県においても、食品ロスは重要な課題と考えており、取組を進めているところです。賞味期限については、国においても従来の年月日表示から年月表示にすることを推奨しており、これらを含めた食品ロスを削減する取組を1月開設の奈良県食品ロスポータルサイトで紹介し、周知を図っていく予定としています。

その他、食品ロス削減にあたっては、まだ食べることができる未利用の食品の寄付を受け、必要とする福祉団体等へ配布する「フードバンク活動」が重要となることから、フードバンク活動団体への支援も行っており、今後も引き続き食品ロス削減に取り組んでまいります。